

## 与那原町下水道使用料検討委員会

本町の下水道事業は、平成8年度に事業認可を受け、平成14年度から一部供用を開始しており、令和3年度には、官庁会計から公営企業会計へ移行しております。

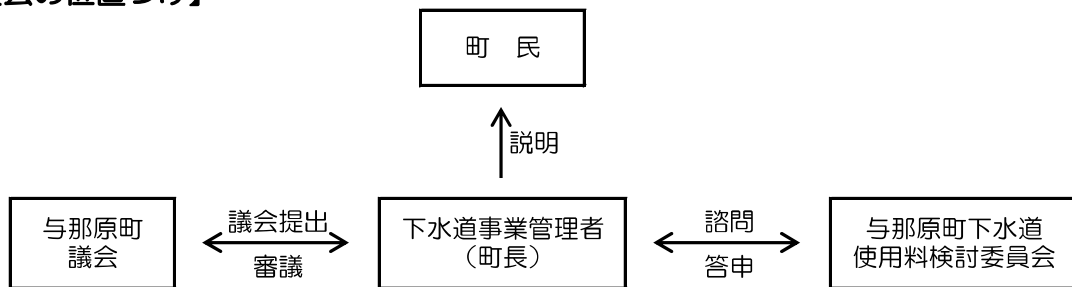
また、本町の下水道事業経営は、使用料収入不足のため多くの基準外繰入金が一般会計から繰り入れられている状況です。

今後、適切な使用料収入を図り、経営改善を促進する為、下水道使用料の改定について審議して頂きたく、「与那原町下水道使用料検討委員会」へ諮問し、答申を頂いております。

### 【委員会目的】

与那原町下水道使用料検討委員会は、与那原町の適正な下水道使用料を検討するため、設置された委員会です。

### 【委員会の位置づけ】



### 【委員会スケジュール】

令和5年	9月 29日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問</li><li>・ 与那原町下水道事業の状況</li><li>・ 使用料改定の必要性の有無</li><li>・ 使用料改定検討</li></ul>
	10月 13日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用料改定検討</li></ul>
	10月 27日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用料改定内容決定</li></ul>
	11月 13日	町長へ答申	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改定推奨案</li></ul>

# 与那原町下水道使用料検討委員会報告書

令和5年11月13日

与那原町下水道使用料検討委員会

# 与那原町下水道使用料検討委員会

## 開催経過

### 第1回

日時：令和5年9月29日（金）午後2時

場所：与那原町役場 3階 会議室301

### 第2回

日時：令和5年10月13日（金）午後2時

場所：与那原町役場 2階 会議室201, 202

### 第3回

日時：令和5年10月27日（金）午後2時

場所：与那原町役場 2階 会議室201, 202

# 与那原町下水道使用料検討委員会報告書

## 目次

1. 下水道の役割	-----	1
2. 現状と課題		
2-1 事業の経営健全化	-----	1
2-2 県内市町村との比較	-----	2
2-3 下水道使用料改定の必要性	-----	3
3. 下水道使用料改定の検討		
3-1 与那原町下水道使用料収入の特徴	-----	4
3-2 使用料改定の基本方針	-----	4
3-3 使用料改定の検討	-----	5
3-4 使用料改定の比較検討	-----	8
3-5 改定後使用料の県内市町村との比較	-----	9
3-6 段階的な使用料改定に伴う収入予測	-----	10
3-7 議論のまとめ	-----	11

## 1. 下水道の役割

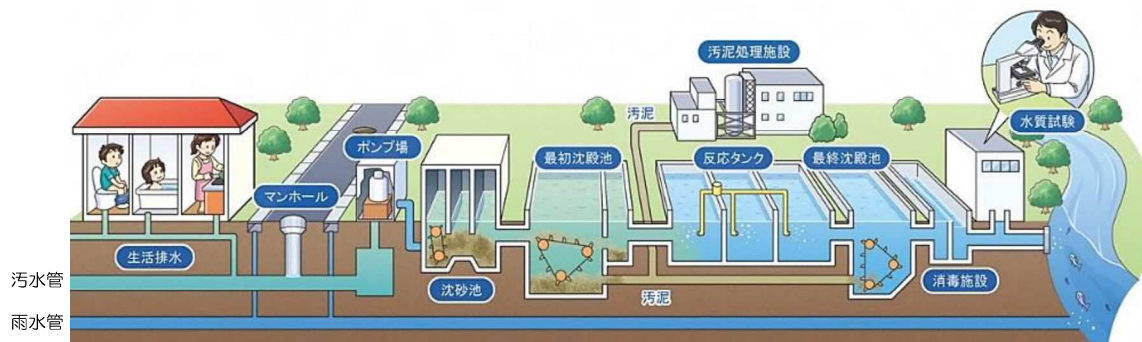
本町の下水道は、雨水と汚水を別々の管に分けて処理する分流式となっています。

### ①雨水管（雨水事業）

まちに降った雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守っています。

### ②汚水管（污水事業）

私たちが家庭で使った後の汚れた水は、県管理の下水処理場で処理され海に流されます。



## 2. 現状と課題

### 2-1 事業の経営健全化

下水道事業は、「汚水私費」の原則に基づき、一部の経費を除いて利用者の使用料で経費を賄うこととされています。しかし、県内の多くの市町村において使用料が適正に設定されていないために、使用料収入が不足し、一般会計からの繰入金に頼っています。

安定した経営を実現するためには、接続率の向上、使用料の適正化、効率的な維持管理を行う必要があります。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ①普及率（％）                  | ： 行政人口に対する使用可能人口の比率。  |
| ②接続率（％）                  | ： 使用可能人口に対する使用人口の比率。  |
| ③有収水量（ $\text{m}^3$ ）    | ： 使用料徴収の対象となった水量。   |
| ④使用料収入（円）                | ： 使用料として徴収した額。  |
| ⑤使用料単価（円/ $\text{m}^3$ ） | ： $1\text{m}^3$ あたりの使用料金であり、使用料収入を有収水量で割った額。  |
| ⑥経費回収率                   | ： 使用料で回収すべき汚水処理費を、どの程度使用料で賄えているかを表した割合で、100%を下回っている場合は、適正な使用料の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。 |
| ⑦一般会計繰入金                 | ： 使用料収入不足分を一般会計からの繰り入れに頼っているため、減らしていくことが必要です。                                       |

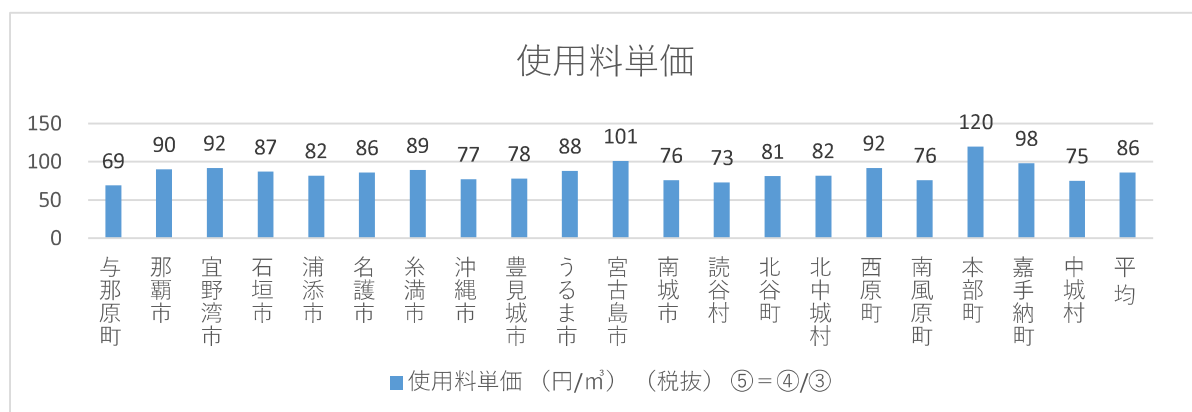
## 2-2 県内市町村との比較

(令和3年度末時点)

市町村名	普及率 (%) ①	接続率 (%) ②	年間有収水量 (m <sup>3</sup> ) ③	使用料収入 (千円) (税抜) ④	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> ) (税抜) ⑤=④/③	経費回収率 (%) ⑥	一般会計繰入金 (千円) (税抜) ⑦	備 考
与那原町	85.6	76.7	1,243,666	85,219	69	45.3	227,458	R4年度決算値
那覇市	98.3	96.6	33,762,988	3,037,457	90	90.5	967,679	R5年6月改定
宜野湾市	95.9	84.5	9,249,982	848,553	92	99.5	283,864	
石垣市	31.7	64.1	1,149,222	99,733	87	35.2	731,747	
浦添市	97.1	95.0	12,064,056	990,279	82	93.6	310,439	R5年4月改定
名護市	69.2	88.3	4,182,855	358,147	86	66.3	407,973	
糸満市	69.6	85.1	4,180,959	372,758	89	59.4	288,948	
沖縄市	97.4	89.0	14,802,770	1,144,140	77	70.3	927,791	
豊見城市	79.3	81.2	4,124,215	319,977	78	64.1	326,103	改定検討中
うるま市	67.3	81.4	7,898,338	695,167	88	58.7	1,056,887	
宮古島市	15.3	85.3	1,433,612	145,161	101	53.7	376,173	
南城市	26.8	68.0	770,704	58,256	76	50.4	294,169	改定検討中
読谷村	24.7	66.8	810,790	59,237	73	46.1	164,347	
北谷町	98.7	97.6	5,573,926	448,873	81	91.9	107,701	
北中城村	63.3	71.7	1,405,097	115,155	82	68.6	195,000	
西原町	42.6	70.4	1,531,315	140,657	92	60.8	244,056	R5年5月改定
南風原町	69.2	85.7	2,446,947	186,768	76	126.8	199,371	R5年6月改定
本部町	64.1	84.9	1,100,233	131,600	120	79.7	232,802	
嘉手納町	100.0	99.1	2,324,705	227,150	98	97.4	83,993	
中城村	60.9	66.6	768,398	57,729	75	50.1	158,000	改定検討中
<b>平均</b>	<b>68.0</b>	<b>82.0</b>	<b>5,541,239</b>	<b>476,101</b>	<b>86</b>	<b>77.5</b>	<b>379,225</b>	

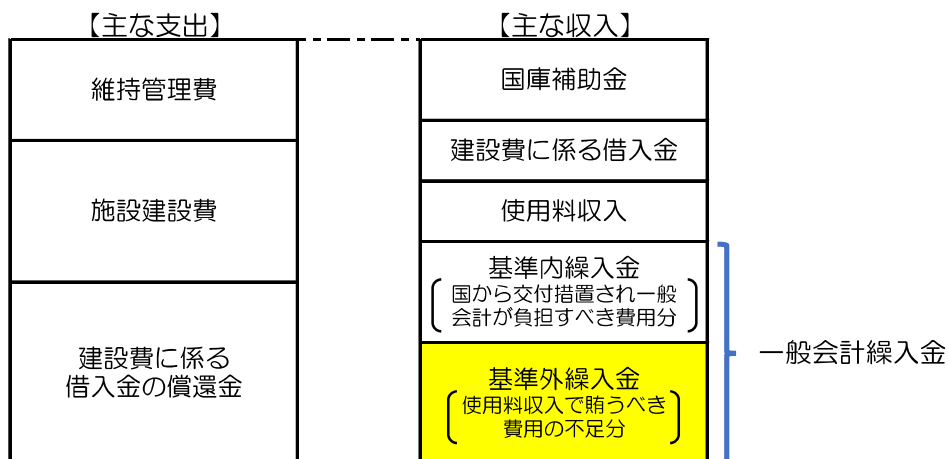
(出典) 令和3年度地方公営企業年鑑

※与那原町は、令和4年度決算値



## 2-3 下水道使用料改定の必要性

- ①下水道会計を運営するための収入として、国庫補助金、借入金、使用料などのほか、一般会計からの繰入金があります。繰入金は、国から交付措置され一般会計が負担すべき費用（基準内繰入金）と使用料収入で賄うべきものを一般会計が補っている費用（基準外繰入金）があります。基準外繰入金を減らすことで、より充実した町政運営につながるものと考えられます。



仮に、基準外繰入金を「0」にするには、1億6,145万円の使用料収入の増額を図る必要があります。これに伴い、使用料単価69円を129円値上して、198円にする必要があります。

令和4年度 使用料単価

(税抜)

① 年間有収水量	1,243,666 m <sup>3</sup>	④ 一般会計繰入金	227,458,000 円
② 年間使用料収入額	85,219,000 円	うち基準内	66,033,000 円
③ 使用料単価 (②/①)	69 円	うち基準外	161,425,000 円

基準外繰入金を「0」にする試算

(税抜)

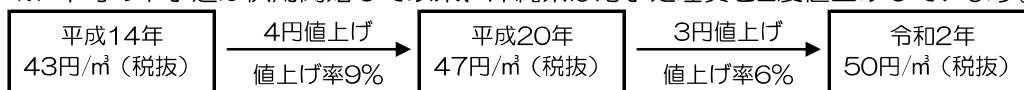
⑤ 使用料収入の増額を図る額	161,425,000 円
⑥ 増額後の使用料収入額 ②+⑤	246,644,000 円
⑦ 増額後使用料単価 (⑥/①)	198 円

- ②使用料で賄うべき汚水処理費のうち、使用料で賄われている割合（経費回収率）が45.3%程度になっており、100%に近づけていく必要があります。

- ③使用料単価69円（使用料収入÷有収水量）が、県内市町村の平均使用料単価86円に比べ安価であるため、これを引き上げて収入増加を図る必要があります。

- ④平成14年度の供用開始以降21年間、料金改定を行っていません。（消費税の引上げは除く）

※ 本町の下水道が供用開始して以来、沖縄県は汚水処理費を2度値上げしています。



**以上のことから、下水道使用料の改定が必要と考えます。**

### 3. 下水道使用料改定の検討

#### 3-1 与那原町下水道使用料収入の特徴

- ・本町の使用料階層は、基本使用料制と従量使用料制の組み合わせで構成されており、多くの県内市町村でも採用されています。

①下水道使用料体系

種別	汚水量 (m <sup>3</sup> /月)		使用料 (円：税抜)
家事汚水	基本	0 ~ 8	477
	従量 1(m <sup>3</sup> ) につき	9 ~ 15	57
		16 ~ 30	66
		31 ~ 50	72
		51 以上	81
業務汚水	基本	0 ~ 10	667
	従量 1(m <sup>3</sup> ) につき	11 ~ 50	76
		51 ~ 100	86
		101 ~ 200	95
		201 以上	105
大衆浴場用	1 以上	43	
臨時用	1 以上	115	

②階層別調定件数及び使用料収入 (令和4年度決算)

種別	汚水量 階層(m <sup>3</sup> )	年間調定 (件/年)	年間使用料収入 (円/年：税抜)
家事汚水	0~8	13,244	6,317,388
	9~15	13,739	9,716,614
	16~30	19,359	25,717,852
	31~50	4,922	11,578,602
	51以上	1,458	14,040,209
	小計	52,722	67,370,665
業務汚水	0~10	1,044	696,348
	11~50	1,018	1,787,694
	51~100	274	1,465,756
	101~200	245	2,936,035
	201以上	234	10,913,448
	小計	2,815	17,799,281
臨時用		11	49,105
合計		55,548	85,219,051

#### 3-2 使用料改定の基本方針

- (1) 基準外繰入金を「0」とする改定が望ましいですが、高額な改定は下水道利用者に大きな負担を与えることから、数回に分け段階的に改定することを前提に検討します。
- (2) 現在の使用料単価は69円/m<sup>3</sup>ですが、県内市町村の平均使用料単価86円/m<sup>3</sup> (令和3年度) を目安として検討します。
- (3) 総務省の指針では、適正な使用料の目安を150円/m<sup>3</sup>と示しています。これに対し、本町の使用料は69円/m<sup>3</sup>で、総務省の目安の約46%になっており、これに達するには、約2.2倍の引き上げが必要となりますが、これについても検討します。
- (4) 検討パターン
  - ①第1案：各階層1m<sup>3</sup>当たり15円増額案 (改定後の使用料単価84円/m<sup>3</sup>)
  - ②第2案：各階層1m<sup>3</sup>当たり20円増額案 (改定後の使用料単価89円/m<sup>3</sup>)
  - ③第3案：総務省が提唱する使用料単価150円/m<sup>3</sup>を目安とする案



### 3-3 使用料改定の検討

#### 第1案（1m<sup>3</sup>あたり15円/m<sup>3</sup>増額）

設定条件

- ① 家事用の基本使用料に120円増額する。（8m<sup>3</sup>×15円=120円）  
業務用の基本使用料に150円増額する。（10m<sup>3</sup>×15円=150円）
- ② 各階層の1m<sup>3</sup>あたり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
（1m<sup>3</sup>あたり増額=15円/m<sup>3</sup>）

#### 体系表

（税抜）

種別	区分	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
家事用	基本	0~8 (1m <sup>3</sup> 換算)	477 (59)	597 (74)	120 (15)	25.2
		超過 1m <sup>3</sup> に つき	9~15	57	72	15
		16~30	66	81	15	22.7
		31~50	72	87	15	20.8
		51以上	81	96	15	18.5
業務用	基本	0~10 (1m <sup>3</sup> 換算)	667 (66)	817 (81)	150 (15)	22.5
		超過 1m <sup>3</sup> に つき	11~50	76	91	15
		51~100	86	101	15	17.4
		101~200	95	110	15	15.8
		201以上	105	120	15	14.3
大衆浴場用		1以上	43	58	15	34.9
臨時用		1以上	115	130	15	13.0

#### モデルケース試算（1ヶ月あたり）

（税込）

モデルケース	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
一般家庭基本使用家庭	8	524	656	132	25.2
一般家庭	20	1,326	1,656	330	24.9
集合住宅等（14室）	200	12,863	16,163	3,300	25.7
店舗等（町平均）	70	5,969	7,124	1,155	19.3
大型事業所	1,700	192,507	220,557	28,050	14.6

## 第2案（1m<sup>3</sup>あたり20円/m<sup>3</sup>増額）

設定条件

- ① 家事用の基本使用料に160円増額する。（8m<sup>3</sup>×20円=160円）  
業務用の基本使用料に200円増額する。（10m<sup>3</sup>×20円=200円）
- ② 各階層の1m<sup>3</sup>あたり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
（1m<sup>3</sup>あたり増額=20円/m<sup>3</sup>）

### 体系表

（税抜）

種別	区分	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
家事用	基本	0~8 (1m <sup>3</sup> 換算)	477 (59)	637 (79)	160 (20)	33.5
		超過 1m <sup>3</sup> に つき	9~15	57	77	20
		16~30	66	86	20	30.3
		31~50	72	92	20	27.8
		51以上	81	101	20	24.7
業務用	基本	0~10 (1m <sup>3</sup> 換算)	667 (66)	867 (86)	200 (20)	30.0
		超過 1m <sup>3</sup> に つき	11~50	76	96	20
		51~100	86	106	20	23.3
		101~200	95	115	20	21.1
		201以上	105	125	20	19.0
大衆浴場用		1以上	43	63	20	46.5
臨時用		1以上	115	135	20	17.4

### モデルケース試算（1ヶ月あたり）

（税込）

モデルケース	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
一般家庭基本使用家庭	8	524	700	176	33.6
一般家庭	20	1,326	1,766	440	33.2
集合住宅等（14室）	200	12,863	17,263	4,400	34.2
店舗等（町平均）	70	5,969	7,509	1,540	25.8
大型事業所	1,700	192,507	229,907	37,400	19.4

### 第3案（総務省が目安とする使用料への改定 1㎡当たり78円/㎡増額）

設定条件

- ① 家事用の基本使用料に624円増額する。（8㎡×78円＝624円）  
業務用の基本使用料に780円増額する。（10㎡×78円＝780円）
- ② 各階層の1㎡当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
（1㎡当たり増額＝78円/㎡）

#### 体系表

（税抜）

種別	区分	汚水量 (㎡)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
家事用	基本	0～8 (1㎡換算)	477 (59)	1,101 (137)	624 (78)	130.8
	超過 1㎡に つき	9～15	57	135	78	136.8
		16～30	66	144	78	118.2
		31～50	72	150	78	108.3
		51以上	81	159	78	96.3
業務用	基本	0～10 (1㎡換算)	667 (66)	1,447 (144)	780 (78)	116.9
	超過 1㎡に つき	11～50	76	154	78	102.6
		51～100	86	164	78	90.7
		101～200	95	173	78	82.1
		201以上	105	183	78	74.3
大衆浴場用	1以上	43	121	78	181.4	
臨時用	1以上	115	193	78	67.8	

#### モデルケース試算（1ヶ月あたり）

（税込）

モデルケース	汚水量 (㎡)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
一般家庭基本使用家庭	8	524	1,211	687	131.1
一般家庭	20	1,326	3,042	1,716	129.4
集合住宅等（14室）	200	12,863	30,023	17,160	133.4
店舗等（町平均）	70	5,969	11,975	6,006	100.6
大型事業所	1,700	192,507	338,367	145,860	75.8

### 3-4 使用料改定の比較検討

(1) 与那原町の令和4年度決算状況

(税抜)

① 年間有収水量	1,243,666 m <sup>3</sup>	④ 一般会計繰入金	227,458,000 円
② 年間使用料収入額	85,219,000 円	うち基準内	66,033,000 円
③ 使用料単価 (②/①)	69 円	うち基準外	161,425,000 円

(2) 使用料改定の検討結果

(税抜)

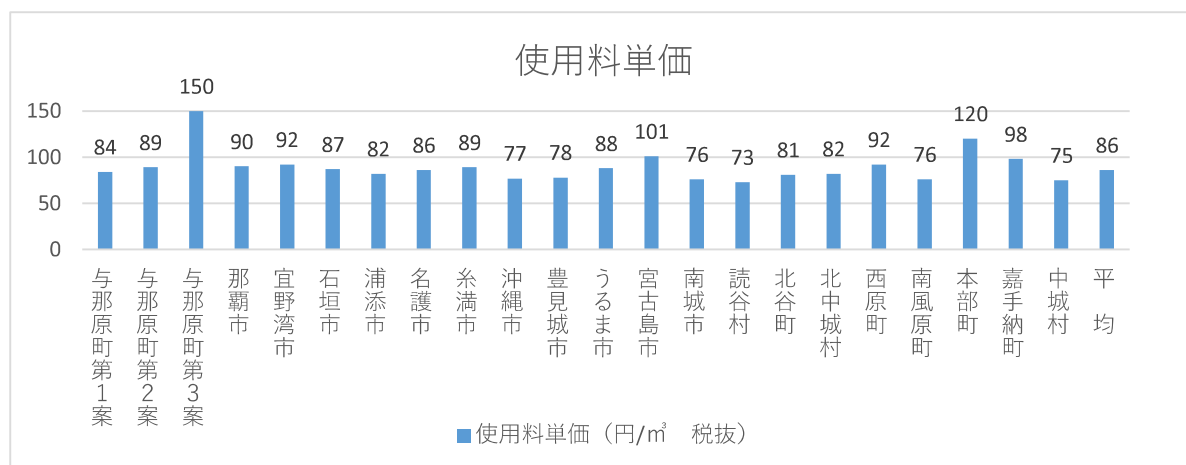
名称	設定条件 増額 (円/m <sup>3</sup> )	改定後 (概算)		
		⑤年間使用料収入 予測額 (円)	⑥使用料単価 ⑤/① (円)	⑦年間使用料収入 増額分⑤-② (円)
第1案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事用基本料金120円増</li> <li>・業務用基本料金150円増</li> <li>・各階層1m<sup>3</sup>当たり15円増</li> </ul>	104,611,823	84 21.7 %増	19,392,823
第2案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事用基本料金160円増</li> <li>・業務用基本料金200円増</li> <li>・各階層1m<sup>3</sup>当たり20円増</li> </ul>	111,083,303	89 29.0 %増	25,864,303
第3案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省目安額</li> <li>・家事用基本料金624円増</li> <li>・業務用基本料金780円増</li> <li>・各階層1m<sup>3</sup>当たり78円増</li> </ul>	186,152,471	150 117.4 %増	100,933,471

### 3-5 改定後使用料の県内市町村との比較

(令和3年度末時点 税抜)

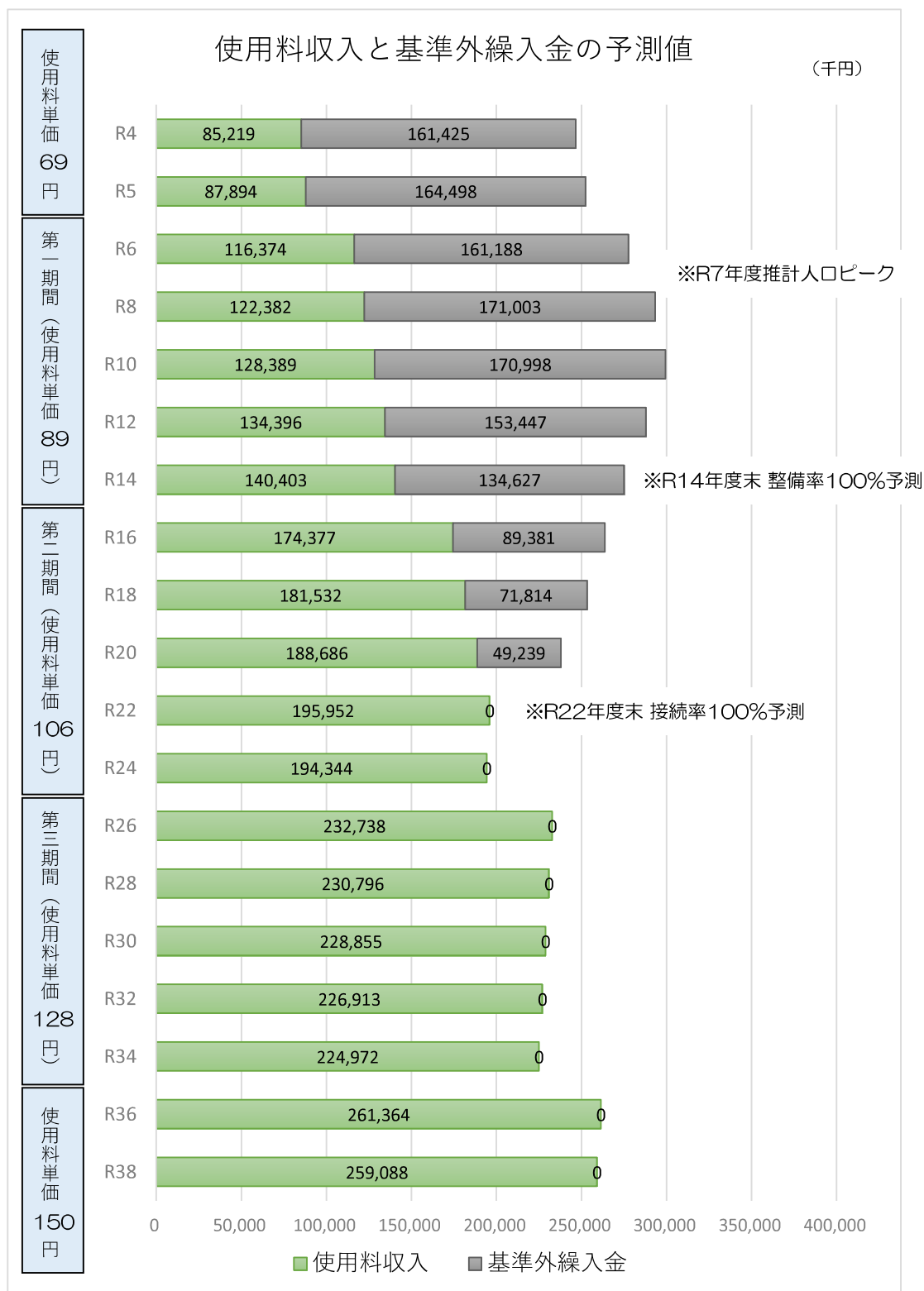
市町村名		使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	第1案との 差額(円)	経費回収率 (%)	備 考
与那原町	第1案	84	—	55.6	
	第2案	89	5	59.1	
	第3案	150	66	99.0	
那覇市		90	6	90.5	R5年6月改定
宜野湾市		92	8	99.5	
石垣市		87	3	35.2	
浦添市		82	△ 2	93.6	R5年4月改定
名護市		86	2	66.3	
糸満市		89	5	59.4	
沖縄市		77	△ 7	70.3	
豊見城市		78	△ 6	64.1	改定検討中
うるま市		88	4	58.7	
宮古島市		101	17	53.7	
南城市		76	△ 8	50.4	改定検討中
読谷村		73	△ 11	46.1	
北谷町		81	△ 3	91.9	
北中城村		82	△ 2	68.6	
西原町		92	8	60.8	R5年5月改定
南風原町		76	△ 8	126.8	R5年6月改定
本部町		120	36	79.7	
嘉手納町		98	14	97.4	
中城村		75	△ 9	50.1	改定検討中
平 均		86	2	77.5	

(出典) 令和3年度地方公営企業年鑑



### 3-6 段階的な使用料改定に伴う収入予測

使用料改定は、総務省が提唱する適正な使用料の目安150円/㎡を目標とし、10年に1度4回に分け、段階的に引き上げる設定で使用料収入と基準外繰入金の予測を行います。



### 3-7 議論のまとめ

下水道使用料の改定について、提案された3パターンの案を比較検討し、慎重に審議を行いました。各委員からの意見を集約すると下記の通りとなります。

- 今まで下水道使用料を安価に抑えて運営していたことを理解した。
- しかし、そのために多額の税金が基準外繰入金として投入されている。福祉や教育などに本来なら活用できたもので、下水道事業と町財政の健全化のため料金改定は必要である。
- SDGs やエコの観点からも東浜水路や海岸の環境改善に寄与する下水道事業は重要なので、その重要性をアピールし、接続率の向上と収入の確保に努めてほしい。
- 使用料改定の理由には納得するが、急激な価格上昇には理解が得られないだろう。

#### 第1案について

- 使用者への負担が一番軽い。
- これまでの沖縄県による污水处理費の値上げを考えると効果が低いことが懸念される。

#### 第2案について

- 第1案と比べて、そこまで高くなっているという印象はない。
- 近隣市町村の改定幅などを見ても、妥当だと考える。

#### 第3案について

- 約2倍になっており負担が大きく、使用者からの理解は得られないだろう。

以上の意見等を踏まえ、慎重に検討した結果、本委員会としては下水道使用料の改定は必要であり、その改定幅としては第2案が妥当であると判断いたしました。

## 本委員会推奨案

第2案（1m<sup>3</sup>当たり20円/m<sup>3</sup>増額）

設定条件

- ① 家事用の基本使用料に160円増額する。（8m<sup>3</sup>×20円＝160円）  
 業務用の基本使用料に200円増額する。（10m<sup>3</sup>×20円＝200円）
- ② 各階層の1m<sup>3</sup>当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
 （1m<sup>3</sup>当たり増額＝20円/m<sup>3</sup>）

## 体系表

（税抜）

種別	区分	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
家事用	基本	0～8 (1m <sup>3</sup> 換算)	477 (59)	637 (79)	160 (20)	33.5
	超過 1m <sup>3</sup> に つき	9～15	57	77	20	35.1
		16～30	66	86	20	30.3
		31～50	72	92	20	27.8
		51以上	81	101	20	24.7
業務用	基本	0～10 (1m <sup>3</sup> 換算)	667 (66)	867 (86)	200 (20)	30.0
	超過 1m <sup>3</sup> に つき	11～50	76	96	20	26.3
		51～100	86	106	20	23.3
		101～200	95	115	20	21.1
		201以上	105	125	20	19.0
大衆浴場用	1以上	43	63	20	46.5	
臨時用	1以上	115	135	20	17.4	

## モデルケース試算（1ヶ月あたり）

（税込）

モデルケース	汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
一般家庭基本使用家庭	8	524	700	176	33.6
一般家庭	20	1,326	1,766	440	33.2
集合住宅等（14室）	200	12,863	17,263	4,400	34.2
店舗等（町平均）	70	5,969	7,509	1,540	25.8
大型事業所	1,700	192,507	229,907	37,400	19.4